

# 平成 18 年度「火曜劇場」応募にあたっての留意事項

## 1 実行委員会及び各団体の業務について

火曜劇場を実施するにあたり、福岡市文化芸術振興財団、NPO 法人 FPAP、各参加団体で実行委員会を立ち上げ、運営を行う。

### (1) 実行委員会の組織について

- ・各参加団体は、実行委員会の運営に参加すること。
- ・各参加団体の代表者を実行委員会の委員とする。
- ・各参加団体の制作担当者 1 名は実行委員会事務局員とする。

### (2) 公演チケットについて

#### ア 通しチケット

- ・通しチケットを実行委員会で 20 枚を作成する。(通しチケット購入された方にはさらに 2 公演分の無料チケットをプラスする。)
- ・通しチケットの販売はアトリエ (リバレイン B 2 F) 及びぽんプラザにて行う。
- ・通しチケットの収入は実行委員会に帰属し、チラシ作成等に充当する。
- ・通しチケットで観劇する場合、事前に予約が必要なものとする。

#### イ 通しチケット以外のチケット

- ・通しチケット以外のチケットは、参加団体が各自で作成し管理すること。収入は各団体に帰属する。
- ・チケット料金は 5000 円を超えない範囲で各団体が自由に定めることができる。(無料公演は不可)
- ・各団体は招待券として 5 枚のチケットを提供すること。

### (3) 広報・記録について

#### ア 広報

- ・実行委員会にて、火曜劇場公演のチラシを作成する。
- ・福岡市文化芸術振興財団、NPO 法人 FPAP より公演の宣伝を行う。
- ・実行委員会にて、プレスリリースを行う。
- ・各団体は自由に公演の宣伝をすることが出来るが、独自チラシを作成する場合は、火曜劇場のロゴを使用すること。
- ・参加団体は火曜劇場の宣伝広報に協力すること。
- ・参加団体は必要に応じ、参加団体の発行する広報物に火曜劇場のロゴを使用することが出来る。

#### イ 記録

- ・FPAP は参加団体と協議して公演の撮影を行う。
- ・FPAP は記録写真等を火曜劇場広報の目的で使用することがある。

#### (4) その他

- ・参加団体は、受付やチラシの折込み等他団体の公演にも協力する。

## 2 ホール利用料金等について

- ・月曜、火曜のホール使用料・機材使用料は徴収しないが、利用が水曜日に及ぶ場合は、水曜日の使用料は徴収する。
- ・日曜からの利用は対象外とする。
- ・その他参加団体の公演に関しては、参加団体のその負担と責任で実施する。

## 3 スケジュール（予定）

9月30日	募集〆切
10月上旬	公演団体決定
〃	公演情報提出締め切り・チラシ必要枚数調査
10月中旬	実行委員会開催
10月下旬	事務局会議・本チラシ第一稿完成
11月	本チラシ完成
1月～3月	火曜劇場公演
3月	実行委員会開催

※参加団体決定後、すぐに公演情報提出の締め切りとなるので、掲載内容についてはある程度準備しておくこと。